

みつばち用医薬品は 使用基準を守り正しく使いましょう！

はちみつ等への残留や薬剤耐性ダニの発生を防ぐために

・ 用法 / 用量 / 使用期間を必ず守りましょう

・ 使用の記録を残しましょう

- ①医薬品の名称 ②使用年月日 ③食用出荷可能日
④使用量・方法 ⑤使用した蜂場の場所 ⑥使用した群の番号



下記以外の未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）の使用は、法律で禁止されています。

万が一、蜂蜜等に残留した場合、回収・廃棄の対象となります。
人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。



承認医薬品（みつばち）

薬剤名	目的	使用期間	注意事項
みつばち用アピテン	腐蛆病 予防	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
タイラン水溶散		3週間	最終投与後28日以上経過後、継箱内のはちみつを継箱1箱あたり5kg以上取り除く。継箱から取り除いたはちみつ、育児箱内のはちみつ、ローヤルゼリー等は、食用に出荷できない。
日農アピスタン アピバール	ダニ駆除	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
チモバール		3~4週間	投与後21日間は、はちみつの風味に影響を与える可能性がある。本剤を使用した蜂群のローヤルゼリー、プロポリス及び蜂体は、食用に出荷できない。

ダニ駆除剤は、投与期間が完了したら、速やかに巣箱から取り出してください。